福島県警察本部

# 令和八年熊本地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が**令和９年１月27日まで延長**されます。

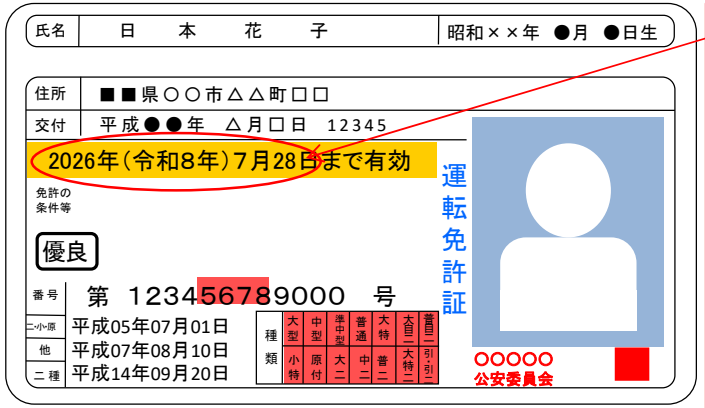


有効期間の末日（左の場合、令和８年７月28日）が、

**令和８年７月28日から令和９年１月26日までの方**

は、令和９年１月27日まで運転することができます。

（令和９年１月27日までに更新手続をしてください。）

## 対象となる方

熊本県内で、以下の市町村に住所のある方（10市、10町、1村）

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、
上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

※　対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和8年7月28日時点のものです。

※　令和９年１月27日の直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※　運転免許証等の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

※　最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続、運転免許証を紛失した方の再交付手続など、詳しくは、福島運転免許センター（０２４－５９１－４３７２）にお問い合わせください。